



「農業者の所得増大」の決め手は何か

滋賀県立大学名誉教授 小池 恒 男

報告の機会をいただきありがとうございます。野心的に勉強させていただいた結果、テーマから逸脱したかと懸念するところですが、年間統一テーマ「『創造的自己改革』の実践と課題」からは外れていないと思います。研究者の報告の限界で、このテーマは皆さんにとっては隔靴搔痒になるのではないかと思います。このレジメを見て、異説「農業者の所得増大論」とした方がよさそうな気がしないでもありません。

1. 自己改革についての考え方の整理

1) JA全中の提案を読む

はじめに自己改革についての考え方の整理をしてみたいと思います。まずJA全中の7月28日の理事会で決められた「JA自己改革の実践と改正農協法5年検討条項をふまえた取組具体策」についてです。JA全中が「一般社団法人」に移行するまでの最後の仕事という気迫を込めた内容で、よく理解できると受け止めました。その中心に据えているのが改正農協法5年検討条項です。

キーワードは「実績」、「評価」、「計画」です。JA全中提起の三段論法という受け止め方です。

「実績」は、自己改革の実績です。2019年4月を基準日とした「全JA調査」を情報発信ツールとして「JAの活動報告書」を作成し、世に知らしめることが第一段階です。

「評価」は、組合員による高い評価です。2019年4月1日を基準日として全組合員を対象とする「組合員調査」を実施します。JA役職員による全戸訪問アンケート調査です。「JAグループの将来を決定する」認識で、毎年調査を積み上げ、最後に全組合員調査をします。

「計画」は、自己改革の実績と評価をもとに次期中期計画の策定です。この次期中期計画の検討でポイントになるのは、代理店化の是非も含めた将来の経営形態を明確にすることです。

これをもって三段論法と理解したうえで、非常に正当な構えだと受け止めました。

2) 留意すべき論点

留意点1は、この評価に関わる組合員調査は、取り組むこと自体を通じて深められるコミュニケーションによって、そして「調査内容」に基づいて創り出される「組合員の変化をふまえた組織基盤強化」に向けての取り組み具体策によって、JAの事業活動、協同組合運動がさらに広く深く進展されることを目指します。単にアンケートを作るのではなく、取り組みを通じて組合員とのコミュニケーションを濃密にする運動論的な側面が非常に重要です。

全組合員を対象に、JA役職員の訪問を通じての意向調査が、どこまで厳密に実施可能か、そし

てその調査結果の中立性がどこまで確保できるのか、疑問は残ります。

留意点2は、表向きの改革は、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」で、裏向きの改革の本命は、総合事業の堅持、准組合員の事業利用規制の阻止という改革の二重構造に留意する必要があります。この関係は主・従の関係ではなくて、表裏一体です。

しかし、日本農業新聞の「自己改革の軌跡」に、裏の自己改革の項目が全然ないのが不思議です。表2-4は、農林水産省が実施しましたアンケート調査結果です。農林水産省は一部の人にだけ実施し、JA全中は組合員全員にアンケートを実施します。そこが農林水産省との違いだという意気込みも込められていると受け止め、高く評価しています。「設問2. 今般の農協改革を契機に、農業者の所得向上に向けて、農産物販売事業の見直しを進めていますか」は、JAは88.3%で、認定農業者は32.2%です。裏の自己改革の課題は、設問3、4はありますが、日本農業新聞の「自己改革の軌跡」には何もないという違いがあります。

留意点3は、「改革の諸課題」は膨大であり、重要なことは「改革の諸課題」の全体像を把握したうえで、「木を見て森を見ず」ということにならないように、各JAの実態をふまえて諸課題を取捨選択し、適切な各JAの自己改革の取り組みを立案することです。

留意点4は、JAの信用事業の将来はたいへん厳しく譲渡すべしと、代理店化に追い込む二段階攻撃を見ておく必要があります。

公認会計士監査で監査証明が得られるか、代理店化すれば公認会計士監査、貯金保険料・貸倒し引当金の積み立ても不要と、リスク負担の軽減を見せながら、代理店化しなければ准組合員の事業利用規制をせよ、という圧力です。

1つの検討課題として1県1JAはありますが、その行く先には艱難辛苦の道が待ち受けま

す。農林中央金庫から示された代理店手数料は、滋賀県は県下一律の0.365%で、県下のあるJAのシミュレーションの結果は、18億円の事業総利益の喪失、11億円の代理店手数料で、自前で信用事業を切り盛りしていく場合の利回りが、0.6%から0.9%、代理店の手数料水準はトップクラスで0.59%、貯金量3,000億円弱で0.365%、平均的には0.3%から0.5%で、3分の2に落ち込むのが平均的な姿です。人減らし・合理化で代理店手数料を賄い、支店の統廃合、職員の削減、貯金意欲の減退といういばらの道が続くことを見ておく必要があります。

3) 今なすべきことは何か—全中提起の三段論法—

「全JA調査」は、それに基づく改革の成果・実績の確認、それを世に知らしめるということです。「組合員調査」は、これに基づく評価、組合員の意思統一、運動論です。「次期中期計画」の策定は、今後のわがJAの経営形態の選択をします。代理店化を選ぶ、自己改革に真正面から取り組んで乗りきる、1県1JAで行く、の三択から何を選ぶのかまで書き込んだ中期計画を策定することになると思います。

「農協改革」の本命は信用事業譲渡・代理店化ですが、営農経済事業の収支改善にしっかり取り組み、内部統制して、公認会計士監査を可能な限り金をかけずにパスさせ、監査費用の高騰を避けます。2015年2月に、JA全中の一般社団法人化か、准組合員の事業利用制限か、の選択を突きつけられ一般社団法人化を選んだ経過から、公認会計士監査を受け入れたのですから、正面から取り組んでいかざるを得ません。

2. 「農業者の所得増大」の政策課題

まず「農業者の所得増大」の政策課題で、きちんと認識しておくべき4点を挙げます。

1) 農業成長産業化農政のめざす「効率的経営」の実像

最初に、目を疑ったのが表2-1です。水田作経営とは、稲作だけでなく麦、大豆などを含めます。「農業所得」のなかの「営農所得」は、2014年以降マイナスです。水田作付け延べ面積20ha以上層の数値ですが、直接支払交付金でそうになっています。北海道の大規模経営は国家公務員だと以前から言われてきましたが、直接支払交付金で経営が成り立っているのです。捉え方によってはみんな国家公務員です。

それは米価と深く関わります。表2-2は米価の動きで、かなりの変動を示しています。特に2014年に12,000円を切る暴落がありました。2014年に営農所得がマイナスに転じていることと米価の落ち込みが密接に関連しています。2013年に14,341円に暴騰して、2014年に暴落の11,967円、2015年はそこから抜け出して13,175円です。数日前に2017年産米の相対取引価格が公表されました。それは15,000円台に上っています。米の直接支払は2012年、2013年は15,000円、2014年、2015年は半減の7,500円でした。米価と直接支払の影響が、そのまま水田作経営に反映していることを表2-1が明確に示しています。

水田作経営のなかの稲作部門だけを取り出して分析してみる必要があります。表のデータは膨大なので掲載していません。明らかなことは、表2-1のような分析結果が、稲作経営の分析からもほぼ同様に確認され、米価が1万円を切れば、20ha規模層であっても経営はきわめてきびしい状況に追い込まれ、水田活用・畑作物直接支払いに切り替えた方が経営的には安定します。

いずれにしても、表2-1が明らかにしている事実は、2014年以降、営農部門の所得がマイナスだということです。見方によっては、大規模水田経営者の「公務員化」ということになりませんが、日本農業のあるべき担い手の姿として、「しかしそれ

は」と疑問に思う人もいるかも知れません。つまり、日本農業の担い手とは、収量をあげて品質のよい物を穫る姿を思い浮かべます。それからすると、ずいぶん違った姿になっていると感じると思います。いずれにしても、これが農業成長産業化農政の目指す効率的経営だという点をしっかり確認しておかねばなりません。同時に、それ以上に否定する動きがある点をしっかり見ておかなければなりません。

日本経済調査協議会という財界の研究会である「食料産業研究委員会」が、「飼料用米への補助金や農地法の廃止、農産物関税の全廃、経営意識の高い少数の農業経営を伸ばす農政への転換で生産額を確保すべし。農業経営者の「最大の足かせ」は生産調整、主食用米の生産を増やして価格を国際水準にして、輸出で稼ぐべき」と提言しています。これによると「手塩にかけて育ててきた」水田大規模経営の存在も認めないということになってしまいます。こうした財界の「研究委員会」が規制改革推進会議や官邸農政の後ろに控えていることを考えあわせると、「30年問題」が大した問題でないことはなく、終わりなき闘いではないかと思えます。確かに国家公務員でも、国民に食料供給で貢献しているという意味では評価すべきではないかと思えます。

2) 「農業所得の増大」との違い

「農業所得」と「農業者所得」の天と地ほどの違いをきちんと見ておかなければなりません。農林水産省は「農業所得の増大」と言ったのに、JAグループは「農業者の所得増大」と言いました。「農業者所得」は個々の農業者の所得を意味し、「農業所得」のほかに様々な兼業所得も包含し、「農業所得」は農業であげられる所得のみ、という大きな違いがあります。この点において、「農業者所得」は捉え方において優れています。このことを意識して大会議案に書き込まれたと思えます

が、その意義をＪＡグループは忘れていないか、と懸念します。

「農業者の所得増大」は、食品加工、自然再生エネルギー、農家民宿・農家レストラン、補助金の総取り込み、あらゆる地域資源を活かして、兼業所得を含めた「農業者の所得増大」を目指すということです。ＪＡグループは「農業者の所得増大」を目指す掲げています。これはすごく正当な目標設定だったと思います。

3) 建議機能の喪失と政策実現の課題

第一次産業における農林水産業の生産の担い手は本来自営業者、家族経営で、生産者多数の完全競争市場です。だから協同組合による共販、政策で身を守って経営の継続性を確保してきました。それがなければ、自らの賃金を犠牲にして飢餓生産に甘んじなければなりません。であるがゆえに、ＪＡは自らの共販の力によってＪＡ全中に政策の建議という機能が付与されてきました。ところが改正農協法でその建議が消されました。デモや集会など、どんどんやればよいのですが、表向きの建議機能が書き込まれなかったということです。

「農業所得の増大」、「農業生産の拡大」のために不可欠な国の役割、政策の役割はきちんとおさえておく必要があります。政策課題は、対外的には、貿易至上主義を改めて、多様な農業の共存を目指します。国内対策としては、食料自給率の向上、農業・農村の多面的機能の発揮を目指します。作目別にみた施策のあり方は、7頁にあげています。これだけのことをやれば、すべてが条件不利のもとにある日本の農業を、国際競争のなかで守ることができると思いますが、その中身は省略します。

問題は、バイイングパワーに対する対抗策について、どう考えるかです。園芸大産地の和歌山県に来てののに恐縮ですが、私が作目では米に詳

しいこともあり米の例です。例えば、米業界のバイイングパワーにおけるパワーバランスの欠如という問題です。これは園芸、畜産物、生乳もです。米生産農家の経営収支の悪化、仕入れ価格の上昇分を転嫁しきれずに86卸が減益、うち30卸が赤字という米卸売業者の経営実態があります。一方、米の消費者価格の2006年から2016年の11年間に364円/kgから342円/kgへと低下傾向を示しています。

業界にみる新たな動きで、ＪＡ全農の米新戦略です。あるいは「米の安定取引研究会」という、農林水産省に設置された研究会は、事前契約の拡大を提起しています。ＪＡ全農の新戦略が、有効か、意味があるものか、という判断基準は、バイイングパワーに対する対抗策として有効か、というところに最大のポイントを置かなければなりません。

ＪＡ全農の集荷力の低下、業者の急増、多様な取引ルートの発生、中抜きで競争の激化が進む現行の米市場を前にして、これからさらに進むであろう各個撃破、買い叩きを予想すると、現行の米市場における価格形成の最大の懸念は、やはりパワーバランスがさらに突き崩され、不均衡が拡大され、バイイングパワーに対する対抗力がさらに弱まる方向で動いていくという点ではないかと思っています。

ＪＡ全農、ＪＡ共済連、農林中央金庫の自己改革をかなり勉強しました。一番勉強したのは、ＪＡ全農の自己改革です。バイイングパワーの不均衡の拡大に対して、今度新たに提起された新戦略は、あまり説得力がありません。自己改革の文面には、バイイングパワーに対することが書かれています。直接販売や事前契約によって、バイイングパワーの不均衡の是正が実現できるかが一番問われています。目を疑いますが、規制改革推進会議もパワーバランスを意識しています。「農業競争力強化プログラム」も、この点について13項目

中の2項目で「量販店などについて、適正な価格での販売を実現するため、業界再編を推進」すると提起をしています。規制改革推進会議も、このことを問題意識として持っています。残念ながら、何の具体策も出てきていません。目を凝らして探してみると、13項目中の6項目で「チェックオフの導入」があります。「農業競争力強化プログラム」を11頁から14頁で紹介しています。「チェックオフ」は、国費もつぎ込みますが、生産者から拋出金を徴収して販売促進等に活用する、という制度です。チェックオフ制度は、8割の合意を得たらできるので法制化も必要になります。なお、検討中ではありますが、目的が販売促進や調査研究に矮小化されている点、制度の調査対象をアメリカ、韓国としている点が気になります。ここは、食品の安全性の確保や、公正な価格の実現を目的に盛り込んでいるフランスの専門職業間組織に大いに学ぶべきところで、フランスの場合はここにJAも入っています。

日本では、9月2日、3日に和歌山県湯浅町で第2回「日本みかんサミット」が開催されました。三重大学の徳田先生が、湯浅町に来てこの研究会に参加されています。東京大学経済学部4年生の清原優太君が、「東大みかん愛好会」を立ち上げました。第1回が鹿児島県で開かれ、第2回が今年開催されて、生産者、販売者、研究者、市場関係者、行政、販売関係者など200人が参加しました。徳田先生によると、学生であるにも関わらず、かなり地についた取り組み活動をしているということです。こういうものが結実していくとよいと思います。

政府が提案しているチェックオフ制度に手をあげているのは、唯一養豚業界です。養豚業者は日本全国で4,800しかないの、まとまりやすいのかと思います。

4) 国民のための創造的自己改革

自己改革の「農業者所得の増大」を、食料安全保障、自給率の向上の国民的課題にどう結びつけるか、国民にきちんと食料を供給する、豊かな食文化を下支えする課題にどう取り組むか、JAグループが「農業者所得の増大」に続いて、農業生産の拡大を言いました。大会の議案書になぜ「農業生産の拡大」を書き込んだのかわかりませんでした。単に「農業者所得の増大」ではなくて、国民にきちんと食料を供給する、豊かな食文化を下支えするところまで視野に入れると、「農業生産の拡大」を書き込まなければならず、深遠なる意味を理解することができます。

3. 「農業者の所得増大」に向けてのJAグループの合従連衡

1) この課題に向けての総合事業の実質化の取り組み

合従連衡という言葉は、大国の秦に小国6か国が立ち向かうところからきています。部門間連携、農協間連携、連合会連携、「単協－連合会－全国連」連携があります。

部門間連携の例では、JAふくしま未来が「事業横断プロジェクト」を立ち上げています。

農協間連携では、勉強会ですが新世紀JA研究会で、事業に関してもかなり事例が広まっています。例えば、滋賀県下で加工野菜に関して、どことどこが加工施設を共有したとか、山形県で米に関して隣のJAと一緒にといった事例が出てきています。

連合会連携や「単協－連合会－全国連」連携は難しく、ヨコヨコタテタテの合従連衡で、『農業競争力強化プラン』に対抗しつつ、「農業者所得の増大」をいかに実現するかが課題となりますが、残念ながらいまだ信頼関係に基づく内部情報をお互いに出し合って膝突き合わせてコミュニケーションを形成するというレベルには至って

ません。JA共済連が農業リスクプログラムをJA全農に相談すると、JA全農が共済事業をTACにやらせるのかと気色ばんだという話があります。LAとTACが連携して取り組む話ですが、JA全農は最初拒絶反応を示し、後で理解したようです。お互いの警戒心が先に立ちます。三者がよいことを言っても、農業に関わる事業を束ねる強力なコーディネーターがいません。JA都道府県中央会がその役割を果たさないのならば、JA都道府県中央会のレーゾンレートルを失うのではないかと思います。都道府県に設置された担い手サポートセンターもその役割を果たしていません。恐ろしいニュースで、霞ヶ関ではJA都道府県中央会のレーゾンレートルに関する調査研究・検討をはじめているという情報があります。JA全中が一般社団法人になれば、法制度の関係でシンプルにして残さなければいけないけれど、JA都道府県中央会は何をするのかとの検討に着手したという情報もあります。

1県1JAという1つの流れがあります。JA都道府県中央会は存置して最小限の代表機能を、JA共済連都道府県本部は存置ということですが、JA信連とJA全農は複雑です。JA信連は、包括承継する島根県、存置する香川県、沖縄県、山口県と分かれます。JA全農は包括継承する香川県、沖縄県、佐賀県に対し、存置する島根県と分かれます。島根県は複雑で、県本部が広域機能と物流を残し、営農・販売・生産資材購買の一部をJAに移管するかたちになっています。

2) 各全国連の「自己改革」

JA全中の「自己改革」は、第27回JA全国大会組織協議案の第1部『創造的自己改革への挑戦』です。

農林中央金庫やほかも、3か年計画に「自己改革」の項目を盛り込む対応をしています。農林中央金庫は『JAバンク中期計画(平成28~30年度)』

に以下のような内容が書き込まれています。JA全農は3か年計画とは別に、代表理事専務神出さんが、『JA全農の自己改革の取り組みについて - 「農林水産業・活力創造プラン」に係る全農の対応』を出しています。これは個人的見解でないと思いますが、JA全農に関する情報が少ない者にしてみると非常に斬新です。JA共済連も、3か年計画とは別に経営企画部長早水さんが「共済事業としての自己改革の全体像」を公にして研究会で報告しています。どうして全体をコーディネートして現場でこの3つが力を発揮できないのか、と強く思います。そして早水さんは、JA共済連の課題は、共済事業はとっくに代理店化されているという貼られたレッテルをいかに跳ねかえすか、そして共同元請けの内容をいかに深めるかだと言われ、正論だと受け止めています。農林中央金庫だけないのは、私どもの情報の引き出し方が足りないからなのかも知れません。

14頁に卸売市場法の改正は先送りされたと書いてありますが、今日の日本農業新聞トップは、まさに25日に開かれた規制改革推進会議と未来投資会議がこの検討に着手した記事です。今、霞ヶ関はその卸売市場に一切出荷していないJAの事例を教えてほしい、そういうJAに調査に入ることになり出しています。法律もすでにできあがっているかもしれません。来年提出する法律案がすでにできあがっているかもしれません。

4. 隘路を取り除いて産地の力を増強すること

この点に関する各種のアンケート結果をみても皆さんの意向は集中しています。みなさんからお話をうかがっても隔靴搔痒で悲しくも研究者の限界です。すごいと思ったのは、宮崎方式営農支援体制で、県・JAグループを中心に3つの取り組みを一体的に実施しています。実施してから5年間で農業産出額の拡大が進み、全国7位から5位

にランクアップしています。詳しい資料があるので、取り寄せて勉強していただきたいと思います。

5. おわりに

安倍内閣が冒頭にやったのは、農協改革ではなく、日銀総裁の首を白川さんから黒田さんにすげ替えたことです。それから低金利政策が出てきて、信用事業の行き詰まりになっています。完全な低金利政策をどうするかがこの代理店化の問題と大きく関わります。そういう枠組みを問う視野を持たないと、閉塞感ばかりが出てきて、元気が出なくなってしまいます。国際通商協定の進展や人口減少も驚きました。選挙の前に、人口減少・高齢化社会が国難だと言いました。これも人為的ですから変えることができます。そういうことを

視野に入れてかからないといけません。

最後に、桑原先生が1973年に言われた言葉です。「農協が主軸とする経済事業のどれをとってみても、運動に裏付けられないかぎり成功するものではない。組合員を燃えたたせるためには、まず役職員が燃える人、すなわち運動者でなければならない」。まず、わがJA陣営を固めて、志を同じくするJAを増やしていく道筋を堅い意思をもって突き進んで行かなければなりません。永田町ばかりに眼を向けずに、閉塞感に襲われたときは改めて組合員と向き合っ、地域住民と向き合っ、国民と向き合っ原点に立ち返り、改革を進めていく必要があります。特に今回の選挙結果は、私たちに教訓を示してくれました。

表2-1 水田作付調整経費(20ha以上層)の営農所得及び各種交付金の構成(全国)(単位:千円、%)

農業所得、作付規模、年産	2012 (2012)	2013 (2013)	2014 (2014)	2015 (2015)	
農業所得	4 802 (12)	296 (2)	△1 854 (△17)	△1 529 (△14)	
直接	21278 (15)	2 212 (17)	1 075 (10)	1 183 (8)	
支払	米				
交付金	水田活用	5 498 (38)	5 769 (43)	5 999 (55)	7 749 (51)
千円	畑作物	5 040 (35)	5 020 (38)	5 651 (52)	7 820 (51)
合計	14 467 (100)	13 267 (100)	10 871 (100)	15 223 (100)	
作付規模	水稲	15.30	15.97	16.27	17.86
規模	麦類	9.17	8.95	9.01	10.97
ha	豆類	5.83	6.29	5.57	8.45
	飼料作物	0.79	0.47	0.67	1.09
	合計	29.75*	30.96*	31.20*	36.73*

資料:農林水産省『農業経営統計調査 個別経営の営農類型別経営統計-水田作付経費-』各年版
 注1) 個別経営には個別法人経営を含む
 2) 水田作付調整面積は20ha以上層(全国)
 3) 営農所得は、表中の3種の交付金を除く農業所得(ただし共済の超過受取金を含む)
 4) 表中の3種の交付金は本統計においては、「農業種収入」の中の「共済・補助金等受取金」に分類されている。ちなみに2015年に関しては、3種の交付金は「共済・補助金等受取金」の87%を占めている。残りの13%は共済の受取金
 5) 米の直接支払の半額措置(15,000円/10a→7,500円/10a)は、2014(平成26)年～2017(平成29)年の4年間。期間は2018(平成30)年からは、
 6) *その他作物2012年-0.84ha、2013年-0.83ha、2014年-0.40ha、2015年-0.83ha

表2-2 各年産米の相対取引価格の推移

西暦/平成/月	相対取引価格
各年産米	06/18年 15 206円
	07/19 14 164
	08/20 15 146
	09/21 14 470
	10/22 12 711
	11/23 15 215
	12/24 16 501
	13/25 14 341
	14/26 11 967
	15/27 13 175
	16/28 14 305
平成	09 14 307
28	10 14 350
年	11 14 315
産	12 14 315
米	01 14 366
年	02 14 319
	03 14 307
	04 14 379
	05 14 455
	06 14 442
	07 14 469
	08 14 458
29	15 526

資料:農林水産省『米穀取引に関する報告』

- 1) 全国米穀取引・価格形成センターの入札結果に基づいて算出された全銘柄2008平均価格は2008(平成20)年産米まで公表された。下記で定義されている相対取引価格は2006(平成18)年産米から公表されているが、農林水産省の公式見解は、「2008(平成20)年産米から相対取引価格を毎月調査し、公表している」というものである(全農の相対取引価格の平均値)。
- 2) 相対取引価格は、①全国出荷団体、②年間の玄米仕入れ数量が5000トン以上の道県出荷団体等、③年間の直接販売数量が5000トン以上の出荷業者と卸売業者等の主食用の相対取引契約の1等米の数量及び価格(運賃、包装代、消費税相当額を含めた価格)により加重平均したもの、調査は2007(平成19)年より実施、玄米60kg当たり円
- 3) 全銘柄平均価格は、産地銘柄ごとの前年産検査数量をウェイトで加重平均した価格
- 4) 生産者手取り価格は以下の流通経費を差し引いた価格(平成24年現在)
 流通経費=消費税789円+包装代154円+他流通経費1700円=合計2643円/60kg

表2-3 2014(平成26)年産米の作付面積別別産米(単位:ha)

作付面積	平均	0.5-1	1-2	2-3	3-5	5-7	7-10	10-15	15-
経営別面積	2.36	0.84	1.56	3.34	6.21	8.04	12.24	17.28	26.83
ha	2.01	0.56	1.09	3.05	4.94	7.51	11.98	17.05	25.96
ha	0.35	0.28	0.46	0.29	0.27	0.50	0.26	0.23	0.87
ha	1.66	0.347	0.717	1.428	2.386	5.772	8.259	12.372	19.885
ha	10 603	11 264	10 803	10 662	10 167	10 225	10 469	11 466	10 066
ha	11 038	11 730	11 566	11 470	11 002	11 514	11 227	11 288	12 617
ha	15 742	25 510	20 307	16 589	14 611	14 216	12 664	12 366	12 046
ha	△5 139	△14 246	△9 414	△3 597	△4 344	△3 597	△1 829	△1 897	△ 559
ha	△3 804	△13 780	△8 741	△5 119	△3 569	△2 702	△ 827	△ 078	△333

資料:農林水産省『平成26年産米の作付面積別別産米(単位:ha)』2016年03
 注1) *経営別面積は経営別の交付金を加えた場合、単位:ha
 2) 利1=100kg当たり相対益(1)→支払対付・地域別生産費
 注1) 利1=100kg当たり相対益(1)→支払対付・地域別生産費
 注2) 利2=100kg当たり相対益(2)→支払対付・地域別生産費
 注3) 利3=100kg当たり相対益(3)→支払対付・地域別生産費
 注4) 利4=100kg当たり相対益(4)→支払対付・地域別生産費
 注5) 利5=100kg当たり相対益(5)→支払対付・地域別生産費
 注6) 利6=100kg当たり相対益(6)→支払対付・地域別生産費
 注7) 利7=100kg当たり相対益(7)→支払対付・地域別生産費
 注8) 利8=100kg当たり相対益(8)→支払対付・地域別生産費
 注9) 利9=100kg当たり相対益(9)→支払対付・地域別生産費
 注10) 利10=100kg当たり相対益(10)→支払対付・地域別生産費
 注11) 利11=100kg当たり相対益(11)→支払対付・地域別生産費
 注12) 利12=100kg当たり相対益(12)→支払対付・地域別生産費
 注13) 利13=100kg当たり相対益(13)→支払対付・地域別生産費
 注14) 利14=100kg当たり相対益(14)→支払対付・地域別生産費
 注15) 利15=100kg当たり相対益(15)→支払対付・地域別生産費
 注16) 利16=100kg当たり相対益(16)→支払対付・地域別生産費
 注17) 利17=100kg当たり相対益(17)→支払対付・地域別生産費
 注18) 利18=100kg当たり相対益(18)→支払対付・地域別生産費
 注19) 利19=100kg当たり相対益(19)→支払対付・地域別生産費
 注20) 利20=100kg当たり相対益(20)→支払対付・地域別生産費
 注21) 利21=100kg当たり相対益(21)→支払対付・地域別生産費
 注22) 利22=100kg当たり相対益(22)→支払対付・地域別生産費
 注23) 利23=100kg当たり相対益(23)→支払対付・地域別生産費
 注24) 利24=100kg当たり相対益(24)→支払対付・地域別生産費
 注25) 利25=100kg当たり相対益(25)→支払対付・地域別生産費
 注26) 利26=100kg当たり相対益(26)→支払対付・地域別生産費
 注27) 利27=100kg当たり相対益(27)→支払対付・地域別生産費
 注28) 利28=100kg当たり相対益(28)→支払対付・地域別生産費
 注29) 利29=100kg当たり相対益(29)→支払対付・地域別生産費
 注30) 利30=100kg当たり相対益(30)→支払対付・地域別生産費
 注31) 利31=100kg当たり相対益(31)→支払対付・地域別生産費
 注32) 利32=100kg当たり相対益(32)→支払対付・地域別生産費
 注33) 利33=100kg当たり相対益(33)→支払対付・地域別生産費
 注34) 利34=100kg当たり相対益(34)→支払対付・地域別生産費
 注35) 利35=100kg当たり相対益(35)→支払対付・地域別生産費
 注36) 利36=100kg当たり相対益(36)→支払対付・地域別生産費
 注37) 利37=100kg当たり相対益(37)→支払対付・地域別生産費
 注38) 利38=100kg当たり相対益(38)→支払対付・地域別生産費
 注39) 利39=100kg当たり相対益(39)→支払対付・地域別生産費
 注40) 利40=100kg当たり相対益(40)→支払対付・地域別生産費
 注41) 利41=100kg当たり相対益(41)→支払対付・地域別生産費
 注42) 利42=100kg当たり相対益(42)→支払対付・地域別生産費
 注43) 利43=100kg当たり相対益(43)→支払対付・地域別生産費
 注44) 利44=100kg当たり相対益(44)→支払対付・地域別生産費
 注45) 利45=100kg当たり相対益(45)→支払対付・地域別生産費
 注46) 利46=100kg当たり相対益(46)→支払対付・地域別生産費
 注47) 利47=100kg当たり相対益(47)→支払対付・地域別生産費
 注48) 利48=100kg当たり相対益(48)→支払対付・地域別生産費
 注49) 利49=100kg当たり相対益(49)→支払対付・地域別生産費
 注50) 利50=100kg当たり相対益(50)→支払対付・地域別生産費
 注51) 利51=100kg当たり相対益(51)→支払対付・地域別生産費
 注52) 利52=100kg当たり相対益(52)→支払対付・地域別生産費
 注53) 利53=100kg当たり相対益(53)→支払対付・地域別生産費
 注54) 利54=100kg当たり相対益(54)→支払対付・地域別生産費
 注55) 利55=100kg当たり相対益(55)→支払対付・地域別生産費
 注56) 利56=100kg当たり相対益(56)→支払対付・地域別生産費
 注57) 利57=100kg当たり相対益(57)→支払対付・地域別生産費
 注58) 利58=100kg当たり相対益(58)→支払対付・地域別生産費
 注59) 利59=100kg当たり相対益(59)→支払対付・地域別生産費
 注60) 利60=100kg当たり相対益(60)→支払対付・地域別生産費
 注61) 利61=100kg当たり相対益(61)→支払対付・地域別生産費
 注62) 利62=100kg当たり相対益(62)→支払対付・地域別生産費
 注63) 利63=100kg当たり相対益(63)→支払対付・地域別生産費
 注64) 利64=100kg当たり相対益(64)→支払対付・地域別生産費
 注65) 利65=100kg当たり相対益(65)→支払対付・地域別生産費
 注66) 利66=100kg当たり相対益(66)→支払対付・地域別生産費
 注67) 利67=100kg当たり相対益(67)→支払対付・地域別生産費
 注68) 利68=100kg当たり相対益(68)→支払対付・地域別生産費
 注69) 利69=100kg当たり相対益(69)→支払対付・地域別生産費
 注70) 利70=100kg当たり相対益(70)→支払対付・地域別生産費
 注71) 利71=100kg当たり相対益(71)→支払対付・地域別生産費
 注72) 利72=100kg当たり相対益(72)→支払対付・地域別生産費
 注73) 利73=100kg当たり相対益(73)→支払対付・地域別生産費
 注74) 利74=100kg当たり相対益(74)→支払対付・地域別生産費
 注75) 利75=100kg当たり相対益(75)→支払対付・地域別生産費
 注76) 利76=100kg当たり相対益(76)→支払対付・地域別生産費
 注77) 利77=100kg当たり相対益(77)→支払対付・地域別生産費
 注78) 利78=100kg当たり相対益(78)→支払対付・地域別生産費
 注79) 利79=100kg当たり相対益(79)→支払対付・地域別生産費
 注80) 利80=100kg当たり相対益(80)→支払対付・地域別生産費
 注81) 利81=100kg当たり相対益(81)→支払対付・地域別生産費
 注82) 利82=100kg当たり相対益(82)→支払対付・地域別生産費
 注83) 利83=100kg当たり相対益(83)→支払対付・地域別生産費
 注84) 利84=100kg当たり相対益(84)→支払対付・地域別生産費
 注85) 利85=100kg当たり相対益(85)→支払対付・地域別生産費
 注86) 利86=100kg当たり相対益(86)→支払対付・地域別生産費
 注87) 利87=100kg当たり相対益(87)→支払対付・地域別生産費
 注88) 利88=100kg当たり相対益(88)→支払対付・地域別生産費
 注89) 利89=100kg当たり相対益(89)→支払対付・地域別生産費
 注90) 利90=100kg当たり相対益(90)→支払対付・地域別生産費
 注91) 利91=100kg当たり相対益(91)→支払対付・地域別生産費
 注92) 利92=100kg当たり相対益(92)→支払対付・地域別生産費
 注93) 利93=100kg当たり相対益(93)→支払対付・地域別生産費
 注94) 利94=100kg当たり相対益(94)→支払対付・地域別生産費
 注95) 利95=100kg当たり相対益(95)→支払対付・地域別生産費
 注96) 利96=100kg当たり相対益(96)→支払対付・地域別生産費
 注97) 利97=100kg当たり相対益(97)→支払対付・地域別生産費
 注98) 利98=100kg当たり相対益(98)→支払対付・地域別生産費
 注99) 利99=100kg当たり相対益(99)→支払対付・地域別生産費
 注100) 利100=100kg当たり相対益(100)→支払対付・地域別生産費

表2-4 農協の自己改革に関するアンケート結果

質問/回答	農協	認定農業者
1. 徹底した話し合いが求められているか	話し合いを進めている 76.6%	話し合いを進めている 30.6%
2. 農協改革の進捗状況	具体的取り組みを開始した 88.3%	話し合いを進めている 48.1%
3. 生産者に対する取り組み	話し合いを進めている 88.3%	話し合いを進めている 48.1%
4. 農協の進捗状況	話し合いを進めている 74.8%	話し合いを進めている 38.0%
5. 認定農業者の取り組み	話し合いを進めている 69.8%	話し合いを進めている 40.8%

資料:農林水産省農協改革推進部「農協の自己改革に関するアンケート調査」2017年07月07日公表
 注1) 調査実施時期04～05月、農協のみでは全農の調査658件(回収率100%)、認定農業者等については1万982人(回収率63%)
 2) 各質問は以下のとおり
 説明1「話し合い」は、今年度の農協改革をめぐって、農協のJAの農協改革推進部が中心となり、話し合いを進めている。話し合いを進めている割合は、農協のJAは76.6%、認定農業者等は30.6%である。話し合いを進めていない割合は、農協のJAは23.4%、認定農業者等は69.4%である。
 説明2「話し合い」は、今年度の農協改革をめぐって、農協のJAの農協改革推進部が中心となり、話し合いを進めている。話し合いを進めている割合は、農協のJAは88.3%、認定農業者等は48.1%である。話し合いを進めていない割合は、農協のJAは11.7%、認定農業者等は51.9%である。
 説明3「話し合い」は、今年度の農協改革をめぐって、農協のJAの農協改革推進部が中心となり、話し合いを進めている。話し合いを進めている割合は、農協のJAは88.3%、認定農業者等は48.1%である。話し合いを進めていない割合は、農協のJAは11.7%、認定農業者等は51.9%である。
 説明4「話し合い」は、今年度の農協改革をめぐって、農協のJAの農協改革推進部が中心となり、話し合いを進めている。話し合いを進めている割合は、農協のJAは74.8%、認定農業者等は38.0%である。話し合いを進めていない割合は、農協のJAは25.2%、認定農業者等は62.0%である。
 説明5「話し合い」は、今年度の農協改革をめぐって、農協のJAの農協改革推進部が中心となり、話し合いを進めている。話し合いを進めている割合は、農協のJAは69.8%、認定農業者等は40.8%である。話し合いを進めていない割合は、農協のJAは30.2%、認定農業者等は59.2%である。
 3) このアンケートの結果は、農協改革推進部が中心となり、農協のJAの農協改革推進部が中心となり、話し合いを進めている。話し合いを進めている割合は、農協のJAは76.6%、認定農業者等は30.6%である。話し合いを進めていない割合は、農協のJAは23.4%、認定農業者等は69.4%である。話し合いを進めている割合は、農協のJAは88.3%、認定農業者等は48.1%である。話し合いを進めていない割合は、農協のJAは11.7%、認定農業者等は51.9%である。話し合いを進めている割合は、農協のJAは88.3%、認定農業者等は48.1%である。話し合いを進めていない割合は、農協のJAは11.7%、認定農業者等は51.9%である。話し合いを進めている割合は、農協のJAは74.8%、認定農業者等は38.0%である。話し合いを進めていない割合は、農協のJAは25.2%、認定農業者等は62.0%である。話し合いを進めている割合は、農協のJAは69.8%、認定農業者等は40.8%である。話し合いを進めていない割合は、農協のJAは30.2%、認定農業者等は59.2%である。